

第2回市川三郷町立小中学校適正規模・配置等検討委員会 会議録

日 時 : 令和6年7月23日(火)
午後7時から午後8時30分
場 所 : 市川三郷町役場本庁舎1階 大会議室

出席者

検討委員会委員: 石原 政至、一瀬 美教、小林 玲子、澤谷 情、遠藤 玲詩、池田 猛、渡邊 栄一、小林 譲二、長濱 哲人、内藤 一仁、長田 勝太、伴野 豊子、一瀬 栄政、村松 章史、渡邊 賢、依田 奈保子、有泉 晃

事務局 : 教育長 渡井 渡、教育総務課長 櫻井 茂、総務施設係長 佐野 弘、
総務施設係 進藤 亮二

会議の内容の要旨は次のとおり

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

教育長あいさつの概要は次のとおり

前回の検討委員会では、本町の小中学校の現状について説明させていただきました。それを踏まえ、本日の委員会では、国・県での適正規模についての考え方を説明させていただきます。また、峡南地域の他町の状況について情報として話をさせていただきます。国・県の基準というのは全体の基準ということで、あくまで各市町村の状況に応じて、適正規模については考えていくということになっています。本町では子供たちにとってどういう形が良いのかということを、意見をいただくことになるかと思います。

(3) 委員長あいさつ

委員長あいさつの概要は次のとおり

今日は国や県の小中学校の適正規模・配置の基本的な考え、また峡南地区の進んでいる町についての説明ということで、委員の皆様の意見等をよろしく願いいたします。

(4) 協議

協議の進行は委員長

委員長:

それでは、協議事項(1)の国・県における適正規模の考え方について説明をお願いします。

教育総務課長:

それでは、説明をさせていただきます。まず、学級編成における国・都道府県・市町村の

関係や役割についてですが、国については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、学級編成の標準を設定しています。山梨県の場合は「山梨県公立小学校及び中学校の学級編成の基準等に関する規則」に基づき、学級編成の基準を示しています。国が定める基準を踏まえたうえで、県において学級編成の基準を決めるということになります。市町村においては、県が定める基準を踏まえたうえで、各学校の実態に応じて柔軟に学級を編成するということになっています。

続いて、義務教育法、県規則による学級編成の基準の一覧について、小学校においては、単式学級の場合、国は35人、県は1年生から4年生までは25人、5・6年生が35人という基準になっております。複式学級の場合、国の基準では隣り合った学年16人、県の基準では隣り合った学年12人となります。

中学校においては、単式学級の場合、国が40人、県が35人。複式学級の場合、国の基準では8人、県の基準は解消となります。

学級数についての法律上の位置づけとしましては、法律の第41条のとおり、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準としています。市町村教育委員会はこの基準を基に、市町村の実情に応じ、学級編制を決定することになり、あくまでも学級編制を決定するのは市町村の教育委員会であるということになります。

続きまして、国県における適正規模等に関わる考え方についてです。国においては『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』、山梨県においては『小・中学校適正規模検討報告書』をそれぞれ公表しております。まず国の手引きについて抜粋したもののについて、説明します。

まず国の望ましい学級の考え方としては、「小学校では、複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上であることが必要」となります。また、「全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、また同学年の複数教員を配置するためには、1学年2学級以上、学校で12学級以上あることが望ましい」と記載されています。

また中学校につきましては、「免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上確保することが望ましい」と記載されております。9学級ということですので、1学年当たり3学級が目安となります。

続きまして、「学校規模の標準を下回る場合の対応の目安」となります。「この目安に加え、学年・学級の学校規模、学校全体の児童生徒数、中長期的な児童生徒数の予測、児童生徒の学習状況、社会性やコミュニケーション能力、規範意識の育成の状況などを踏まえて総合的な判断を行うことが望まれます」とありますので、単純に数字的なものだけではなく様々な要因なども含め、総合的に判断をして決めていくことが望まれます。

小学校の場合、学級数が1から5学級、複式学級が存在する規模についてであります。具体的には当町では大塚小学校、市川南小学校、市川東小学校が該当します。こちらは「一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討を実施する必要がある。」とありますので、統廃合をまずは検討する必要があります。その上で地理的にとても離れてしまうような場合には、それを解消する。もしくは小規模校のメリットなどを最大限生かす方策なども一緒に考え、総合的に検討する必要があるということでもあります。

次の学級数が6学級、クラス替えができない規模という学校につきましては、本町では、上野小学校、六郷小学校が該当します。「一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合には特に課題が大きいと、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。」という内容となっております。

次の学級数が7から8学級という学校は、本町では該当するところがないため割愛させていただきます。

学級数が9から11学級につきましては、本町では市川小学校が該当しますが、内容につきましては後で読んでいただければと思います。

中学校の場合について、学級数が1から2学級しかない場合につきましては本町では該当する学校はございません。

学級数が学校全体で3学級、各学年で1学級しかない学校につきましては、本町では三珠中学校、市川南中学校、六郷中学校が該当します。「一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合には特に課題が大きい。」とあります。

学級数が4から5学級につきましては、本町では該当する学校はございません。

学級数が6から8学級の学校につきましては、本町では市川中学校が該当します。こちらの内容も、また後でご覧ください。

続いて山梨県の『小・中学校適正規模検討報告書』に関しての抜粋のご説明をさせていただきます。望ましい学校・学級規模として、まず小学校につきましては、「学校規模はクラス替えの可能な12学級以上の規模が望ましい。」となっております。「さらに学校教育における集団での諸活動を効果的に行う観点から、学級規模については20人程度以上の規模が望ましい。」とされております。

次に、中学校における望ましい学校・学級規模として、学校規模については、「クラス替えの可能な6学級以上の規模が望ましい。」、さらに学級規模については、こちらも「20人程度以上の規模が望ましい。」とされております。

その上で、望ましい教育環境を実現していく上で、小・中学校の適正規模化が図られることが望まれるが、その際、設置者である市町村は、それぞれの地域の実情を踏まえながら、以下の点に十分配慮した対応が必要であると記載されています。まず通学区域の広域化という部分に配慮する必要があります。「小・中学校の適正規模化に伴い、児童生徒の通学区域が広がることも考えられる。通学距離及び通学児童の児童生徒の心身に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響を十分検討し、配置することが必要である。」とされ、「その他に保護者や地域住民の理解と協力、児童生徒への配慮というものも十分に考慮しながら検討する必要がある。」とされております。

要約すると、各市町村における主体的な検討の参考資料として、国・県の報告書及び手引きというものがありますが、これはあくまでも参考資料として使っていただきたいとご承知いただきたいと思います。以上が、国県における適正規模の考え方についての説明となります。

委員長：

国の決めた『学校教育法施行規則』というのが出てきますが、国は教員を配置するときに、児童生徒数じゃなくて学級がいくつあるかということで配置しています。経費については国と山梨県で、半分半分で先生方の給料は支払われています。これを山梨県の場合は県費負担教職員と言います。

次に、複数教員を配置するときに全教科で教科担任による学習指導とありますが、全教科の教員がどんなに小さな学校でもその数だけ配置されるかというような問題もあります。県費負担教職員の配置については、その学級数を基準として行われている、そういうことを一つ押さえておいた方がいいかなと思いました。

そのこと以外に、何かご質問等ございますか。

教育長：

事務局の方から参考資料を 2 枚つけておきましたので、これをご覧になりながら、今の説明と合わせていただくとわかりやすいかなと思います。まず、今年の 4 月 1 日現在の児童生徒数と学級数です。

例えば上野小は 1 年生から 6 年生まで 1 組ずつで、学年ごとの人数が書かれております。学級数が 6 学級、それから特別支援が 3 学級ございますので、合計児童数は特別支援学級の児童合わせた人数になっております。参考としてさらに男女別人数が記載されております。男女比というのも一つ大きなポイントとなり、学級によってはかなり差があります。

大塚小を見ていただくと、学級数は複式を 1 学級と数えますので、1 年と 2・3 年、4・5 年、6 年で 4 学級となり、また特別支援が 2 学級あります。男女比は人数が少ないところでは、極端に女子が 0 という学級もあり、現在このような状況になっているということがご理解いただけるかと思います。

市川小学校は、2 年生と 4 年生が 3 組まであり、全学年合わせると 14 学級で、特別支援学級が 5 学級あります。男女比は、ほぼ同じ学年もありますが、やはり差がある学年もございます。

もう 1 枚の資料は、これは課長が説明した資料を要約したものになります。これも参考にいただければと思います。

委員長：

これは国の基準ではなく、県の基準で作ってあるのですね。

教育長：

そうです。国と県の基準で差があり、県はより地域に合わせて学級編制を少人数でできるように、国基準よりもさらに細かくしてあります。教員を多く配置してくれているということですが、その県基準を中心に作ってある表ですので、国基準ですともう少し厳しいことになります。例えば、市川南中は国基準ですと 1・2 年生が複式学級となります。県基準では単式学級となっています。それから、大塚小、市川南小、市川東小の複式も、国基準では、1 年生も複式の対象となり 1・2 年で複式学級を作るのですけれども、県がそれを避けて、1 年生はいかなる人数でも絶対に複式にしない、解消という県基準がありますので複式になってないということで、この表は県の基準となっています。

委員：

市川小学校の 2 年生と 4 年生は 3 クラスですが、これは 2 クラスでもいいのではないかと思います。2 年生が 54 人、4 年生が 55 人。上野小学校の 2 年生は 32 人ですし、2 クラスでいいのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

委員：

説明しますと、2 年生は国の基準だと本来 2 学級ですが、県の基準が 25 人学級なので、合計すると 3 クラスの規模になります。4 年生も同様に、県の基準で 3 クラスになっています。

委員：

上野小学校の 32 人についてはどうですか。

委員：

上野小学校だと1クラスなので、県の基準でいくと1クラスの場合はそこに1人加配の教員がつくということです。

委員：

この基準だと2クラスになるということですよ。

委員：

単級で1クラスしかない学年については、県の基準でもクラス分けをするのではなくて、1人教員を配置するという仕組みになります。

教育長：

補足です。これは本当に複雑な決まりで、35人超えると2学級編成になるのですが、上野小の2年生の場合32人ですので、元々国の基準で1学級となります。この1学級の場合は25人で二つに分けないで、1人教員が付くということで、分けないというより分けられないという、そういう基準になっています。市川小の場合は元々2クラスだったので、この場合は25人で3クラスに分けるのですが、元々1学級しかないところが25人を超えても、これは二つに分けられないというルールになっています。なぜそうなっているかという、1学級で25人学級にして、ギリギリ25人のクラスを分けてしまうと、1学級がすごく少なくなってしまうのをおそらく避けているかと思われますが、基準がそうっており今言ったみたいにする、おかしいと思うことは確かにあるかと思います。その代わり教員が加配でつきますので、きめ細かな授業ができるというような仕組みとなっています。

委員長：

その他に何かございますか。県では20人程度以上の規模とありますが、これは何か明確な理由というものはあるのでしょうか。

教育長：

明確な理由というのはわかりません。ただ、県の資料『小・中学校適正規模検討報告書』に、集団での諸活動を効果的に行う観点から、20人程度以上の集団の活動が効果的と記載があり、これはおそらくグループ分けしたときに、4人班だと5班できますので、そういうことを鑑みているのではないのでしょうか。ぴったり20人とは言わず、「程度」と記載しているのは、活動をするのにこれ以下になっていくと、なかなかグループ分けの集団行動が難しいというような観点だというふうに思われます。

委員長：

『小・中学校適正規模検討報告書』の中には理由として、今説明があったとおり集団での諸活動を効果的に行う観点からという説明がありました。

教育長：

はい。さらに補足で言うと、具体的内容のところに、グループ分けのことも書いてありま

す。小学校の場合、効果的とされる 4 人から 6 人のグループ(5 人程度前後)というような表現や、体育の授業で集団競技が 2 チームできるぐらいの人数で、学級 20 人程度以上というような理由が記載されています。

委員長：

体育等で 2 チームに分かれて、試合等ができるように。最大限の 9 人対 9 人ぐらいできるような数に、グループ学習で 4、5 人で、4 から 5 つのグループができるような活動規模、活動具体例も挙げられています。

その他に何か質問がありますか。

委員：

望ましい学校の規模のところで、小学校、中学校の 20 人程度以上とありますが、本日の配付資料で、基準の方が 1 年生から 4 年生まで 25 人で 5・6 年生と中学校が 35 人とあります。この 15 人というと結構な幅があると感じますが、わかる範囲でお答えいただければと思います。

教育長：

20 人というのが最低ラインという意味です。これを切ってしまうと集団活動、グループ活動が難しいが、20 人以上いればある程度集団活動ができるというのが、この基準ということだと思います。先ほどの 35 人以上、あるいは 25 人学級もそうですけども、それ以上確保しているので集団活動については問題ないかと思います。ただ、考え方として 20 人までいくと非常に小さい集団であるという観点から、今 25 人という基準が出ています。もう一つの理由は、元々当初は 40 人学級でした。40 人学級から少しずつ少人数にしてきて、40 人が 35 人、それから 35 人が山梨県の 30 人になり、今 25 人まで来ていますが、おそらくこの 25 人ぐらいが一番いい小集団の規模と考えられていると思います。そのため 20 人というのはギリギリのラインという解釈だと思います。

委員長：

協議(1)について、適正規模の考え方について全体でなにかありますでしょうか。なければ、6 ページ以降の峡南各町の適正規模の考え方について説明をお願いします。

教育総務課長：

教育長からもお話がありましたとおり、峡南地域の各町で、既に適正規模等の配置の検討を進めておりまして、今回は身延町、南部町及び富士川町の検討内容を掲載させていただきました。これはあくまでもそれぞれの町の実情に合わせたものの検討ということが前提とありますので、これがそっくりそのまま本町に当てはまるというものではありませんが、各町でそれぞれの実情に合ったこういった検討を進めたという現状を紹介させていただきます。

まず身延町に関しましては、平成 20 年と平成 25 年の 2 回にわたって検討を行ってまいりました。まず平成 20 年の検討にあたりましては、小学校における適正な規模としましては、「学校規模についてはクラス替えの可能な 12 学級以上の規模で、学級規模については 1 学級 20 人以上の規模、また中学校においては、学校規模についてはクラス替えの可能な 6 学級以上の規模、学校規模については 1 学級 20 人以上の規模」ということを答申として出しております。適正規模を実現するために適正な配置を行うということで、学校の統合、また

通学区域の見直しを行うという答申となっております。

その後、平成 25 年に『身延町立小中学校後期統合計画』というものが出されております。この中では、まず小学校の学年規模としましては、「各学年 1 学級以上、学級編成としましては、柔軟な学級編成に努める」という結論となっております。学校数としましては、「町内全体で、北部、中部、南部で各 1 校とする 3 校を適正配置とする」となっております。

中学校に関して、学年規模としましては、「クラス替えが可能となるよう各学年は 2 学級以上とし、全学年でも 6 学級以上とし、各学年とも 2 学級以上の編成が可能となるように取り組む」という結論となっております。学校数としましては、「中学校は 1 校を配置するもの」という結論になっているようです。その他、町立小・中学校の通学区域に関しても検討もなされ、通学距離、通学時間および通学手段、通学路の安全確保の対策ということも同時に検討をされています。

南部町になりますが、南部町におきましては平成 27 年 12 月に適正規模等に関する答申が出ています。南部町は、旧南部町と富沢町が合併したということがありますので、おそらくそういった区域での分けまた小学校の統廃合というようなことで、適正規模・配置というようなことを観点に検討を行った様子が見てとれます。

続いて富士川町に関しましては、こちらも 2 回に分けて答申また検討の結果が出ておりまして、まず平成 25 年に答申が出されており、これは全般的な内容となり、平成 31 年に検討の結果が出されております。学校の適正規模としましては、「小学校については 1 学年 1 学級以上が望ましい」とあり、「中学校に関しては 1 学年 2 学級以上が望ましい」とあります。その他に、学校の適正配置としましては、「小学校に関しては概ね 4km 以内、中学校に関しては概ね 6km 以内」ということで距離の方も併せて検討しています。さらに、学校の適正規模配置に関する方針としまして、小学校では具体的に、「増穂小学校および鰍沢小学校は、地域性や通学距離・時間を考慮し、継続配置し、それぞれの特性を生かし、子どもたちにとってよりよい教育活動を推進していくことが望ましい」とされ、「増穂南小学校については少人数学級を必要とする児童のため継続配置し、地域と一体化したコミュニティスクールとして、更なる教育活動を推進していくのが望ましい」と、かなり具体的に学校名まで含めた検討の結果の方が記載されております。以上が峡南地区各町における適正規模についてのご紹介となります。以上です。

委員長：

各町の説明がございましたけれども、ひとつずつ見ていけばと思います。

身延町ですが、身延町は中富町と下部町と身延町が合併したのが平成 16 年、適正規模検討委員会が平成 20 年度なので合併して 4 年くらい経って、こういう会議を立ち上げたというような状況かと思われます。国や県の基準は参考にしながら、検討した結果、学校の統合と通学区域の見直しというように、学校の統合がはっきり出て、そういう方向で小学校が統合され 3 校に、それから、中学校も今度下山地区に新しい身延中学校をつくり、1 校になりました。

南部町は、現在、富河小学校と万沢小学校は一つになって富沢小学校となっており、南部の栄小学校と睦合小学校は一緒になる予定です。中学校は、富川中学校と万沢中学校がなくなり南部中学校に一つになりました。

南部町に関して言えば、「家庭や地域における子供の社会的育成機能が弱まっているため、学校が小規模であることに伴う課題がかつてよりも一層顕在化しているとの指摘がある」と書かれており、また、「学校を残し地域の衰退に歯止めをかけるという意見もあるが、いくら学校があっても小規模でありすぎることにより、町内に留まることなく町外へ出て行ってしまう保護者がいることにも配慮したと」あり、何か参考にすべき意見かなと思います。

富士川町ですが、現在は鰍沢小、増穂小、増穂南小学校の 3 校です。中学校は、鰍沢中学校と増穂中学校がありますが、ここが今一緒になるということで、その答申が出てきます。

通学距離のことが書いてあり、小学校はおおむね4kmと、中学校は6kmというように言及してあります。峡南各町の適正規模の考え方について、全体を通して何かありますか。

委員：

結構早くから検討委員会を作られているのですけれども、市川三郷町の検討委員会のような形で答申をしたのでしょうか。もう1点、市川三郷町は、この間一度も検討委員会はなかったのでしょうか。十数年経っていますが、その間市川三郷町では、そういう話はなかったのでしょうか。

教育長：

はい。お答えします。今ここに挙げた3町につきましては、記録を全部追って見ますとやはり町村の合併があった直後に、学校の適正規模についても検討が始められているようです。やり方は町によって違っているのですけれども、中には1回この検討委員会を設けて、その大筋に沿って、さらに細かい委員会を設けた町もありますし、いずれにせよどの町も今行っているような適正規模の検討委員会を設置して、そこで出た答申をもとに、統廃合を進めています。本町については一度もこういう会は開いてきませんでした。今まであった学校をある意味大切にするという方針のもとに、今日まで来たという状況です。

委員長：

私がこの町で一番感じることは、やっぱり学校を大事にしている。本当に小規模校でも、そこに学ぶ子供や、そこに学ぶ地域を大事にしてきたのかなという思いがあります。そういう思いで、こういうことの必要性は当然感じていたと思うのですが、その地域や子供たちを思う思いが、地域に根ざした教育をしていこうという思いが強かったのだろうと個人的には思っています。そのことについてどうでしょうか、もし、何かありましたら。

委員：

私もそういうふうに思っているのですけれども、合併以降19年、だいぶ前から少人数教育をしてきたわけですね。おそらく教育を一番としてきていたのかなというふうに思うのですが、少人数の環境でありながらできたという、過去の実績や教育の歴史のようなところを、資料として出してもらうことはできますか。やはりそれは市川三郷町の結果だと思えます。これからを検討するにおいても、過去の実績というのは、規模に合った教育ができていた、適正な教育ができていたということだと思います。多分、先生方の努力と情熱等があった上での良い教育の結果だと思うし、おそらく市川三郷町の教育ってかなり評価されていると思うのです。

教育長：

市川三郷町は本当に委員さんが言われたように、教育を町の中心に据えて、教育を大切にする町だというふうに思えます。今も継続してそうだと思いますが、例を挙げますと、今、第2次総合計画に沿って町全体が動いているわけなのですが、その第2次総合計画の一番最初に教育について書かれています。ふるさとを大事にして子供たちを育てていこうという、ふるさとキャリア教育というものを推進していくというのが、総合計画の一番最初に出ているということは、それだけ教育を町の中心のことと考えてやってきたと、そのようなことが言えると思います。そういった中で、各学校の地域に根ざした教育を推進するという方針で

非常に大切にしながらやってきたという経緯があるというふうに思います。

委員：

前回資料にある各学校の現状と課題についてを読んだのですが、大体問題点を見ると、教員人数の不足と、生徒児童の少人数に伴う弊害、コミュニケーション不足があるように思いました。合併してから長年ここまで来ていて、今、教育中心できていたとの話がありましたが、ただ実際児童生徒は、大きい学校に行ってこういう部活やりたいとか、そういった意見とかを実際に確認したことがあるのか、そういう点がもっと昔から出てなかったのかなというように疑問を感じましたが、どうでしょうか。

教育総務課長：

直接、児童生徒に対して、お話にあったとおり、クラブ活動や部活動等に関してのご意見などのアンケート等を取ったということは今までなかったと記憶しております。ただし一方で、教育委員会としまして、前回の資料でもありまして、学校現場の先生方に各学校の現状などの確認や調査というものは行っておりますし、教育委員さんが各学校を訪問しまして、学校の様子等も確認をさせていただいているところです。その際にも、意見交換などをさせていただいたうえで、様々な状況は確認させていただいております。そのうえで前回の提示させていただいた資料にもつけさせていただいた通り、様々なご意見があるということは、教育委員会としても把握はしているところです。

委員：

峡南３町の適正規模の会議でそれぞれの役員の方がどういう思いで、どういう考えでやっていったのかというのを実際の声で聞けたら、検討するにあたりいいのかなと思います。

教育総務課長：

直接当時の各町の委員さんに話をお聞きしてということは、なかなか難しいかと思いますが、会議の経過についてはそれぞれの町に問い合わせ等確認をさせていただいて、例えば聞き取りをした中で参考とさせていただけるような内容がありましたら、今後ご紹介をさせていただく機会を作ればと思います。

教育長：

今の補足ですが、昨年度に各町に直接お邪魔していろいろな経緯をお聞きいたしました。その際に、ある町の話になりますが、一番苦労した話として、やはりこのような会を開いたときに意見が分かれ、小さい学校でも残しておいた方がこの地域のために非常に大事であって、今まで地域を周りで支えてきたのだという地域の方のご意見がある一方、保護者の方はできたら大きな学校に通わせたいという意見が対立してしまうことがあって、とても苦労されたようです。ただ最終的には、やはり保護者が今そう思っているのならばというようなことで、最後はまとまったようです。すごくそういった点は苦労しましたというお話を、ある町に行ったときにお聞きしました。これはきちんと調査をしてのものではなく、そういうこともあったという一つの例として、お話をいたしました。

委員長：

よろしいでしょうか。それでは次の（２）本町での適正規模を検討する際の留意事項について説明をお願いします。

教育総務課長：

（２）本町での適正規模を検討する際の留意事項についてですが、掲載させていただきましたのは主に第１回検討委員会での各学校での課題、また５月と６月に実施しました学校訪問時の意見などから抜粋をさせていただいたものです。まとめてみると、やはりメリットとなる部分、デメリットとなる部分が生じています。

具体的な個別の内容の詳細に関しましては、割愛させていただきますが、最終的にまとめてさせていただいた項目について読ませていただきます。

まず、本町の小・中学校においては、市川小、市川中学校以外では各学年１クラスであったり、小学校においては、複式学級の基準となる学校が生じていることから、小規模校での課題が顕著である。

二つ目としまして、小規模であるがゆえに、個々の児童・生徒の状況についてきめ細かな対応ができたり、活躍の場を設けたりする機会が多くなったり、学年の枠を超えた活動が活発にできるというメリットがある。

三つ目としまして、他方で、クラス替えができないことによる人間関係の固定化や多様な意見や考え方に触れることが少ない、運動会や学園祭等の行事や部活動の制限等がデメリットとしてあげられる。

このような課題を踏まえたうえで、本町の実情、学校教育の果たす役割、質の高い学校教育の実現のための教育環境等を検討する中で、適正規模・配置について意見集約していくというのが今回の検討委員会での役割とご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

委員長：

これは小中学校の先生方の意見ですね。

教育総務課長：

先生方の意見と教育委員の方たちからの感想も若干含まれております。

委員長：

この意見の中で、何かご質問等ありましたらお願いします。

委員：

前回いただいた留意事項が学校側の意見というのはよくわかりましたが、PTAでも町への要望書に書かせていただいています。PTAでも今の町の情勢を考え、やはり子供も少なくなっていく中で、学校をどういうふうにしていったらよくなるだろうかと考えたときに、先ほどの留意事項の中にあるように、部活がこういうものがやりたかったのと思っているご意見はあるかと思います。先生たちの負担になってしまうので申し訳ないのですが、各学校のPTAにヒアリングをかけることは難しいのでしょうか、意見集約というところでは、この適正化というのは今ホームページとかでも公開はされているので、一応町の中には周知はされていると思います。なので、学校を増やすとか減らすということではなく、今の学校の体制としてこういうふうにしたら、もっと子供たちよくなるのではないかという意見をPTA側で

吸い上げるというのは、難しいでしょうか。

教育総務課長：

保護者の方を主に対象として、アンケートを取らせていただく必要があると考えております。時期や具体的な内容に関しましては、またこれから検討させていただきたいと思います。

できるだけ早めにアンケートを出し、集計をした上でこの検討委員会の方に結果や内容をまた提示させていただく必要もあるかと思います。そのため、早めにアンケートを取ることを検討しています。

委員：

アンケートはどのように出すのですか。ホームページからという感じになりますか。

教育総務課長：

検討している段階ではありますが、一例としては、学校経由であったり、スマホ等でも回答される方たちもいらっしゃるかなと思いますので、そういった手法について検討をしたいと思っています。

委員長：

教育委員会でも、適正規模・配置等に関する保護者や児童生徒を対象にしたアンケートをしたいということで、この項目は大変難しいとは思いますが、知恵を絞っていただいて、アンケートをできるだけ早く実施していただきたいと思います。次回は9月なので、それまでに間に合うかどうかいかがでしょうか。

教育総務課長：

次回の検討委員会の時に、結果まで報告できるように実施したいと考えています。

委員長：

よろしくお願いします。他には何かないでしょうか。

委員：

はい、次回のこの会議へのお願いを含めてです。いろいろ意見が出てくる中で、学校をどうするかというのは児童生徒を最優先にするということは間違いないと思うのですが、一方で私の地域を含めて各地域がやっぱり少しでも活性化するように、今、若い人の転居等に大変働きかけている側面があります。それがどの程度効果が上がってるかは大変難しいところですが、学校があるかないかというのは、これは先ほどまでの議論とはちょっと離れますが、地域の活性化・若い人が来てくれる等については学校があるかないでは非常に大きいと思います。例えば私の地区でも、頑張っってそういう方向でやっておりますが、今後学校がどうなるかということ次第で、そういった動きも大きく変わるかなというふうに思っております。

そういう中で、過日、町の別の会議の中で聞いた話となり、確認はしているものではないのですが、本町で24年度の生まれた子供の数が45人というような数字が出されています。

例えば学校の現在の児童生徒の数はわかるのですが、次回の会議で子供の将来数をデータとして示していただきたい。

委員長：

その他よろしいでしょうか。それでは協議はこれで終了します。

司会：

委員長ありがとうございました。それでは次第（5）その他、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

特にないようですので、次回第3回の検討委員会は令和6年9月24日午後7時から、場所は役場本庁舎大会議室で行う予定です。また内容については、本町における適正規模の考え方について、またもし間に合うようであれば、アンケートの結果等が発表できれば、そこで説明させていただければと思います。また先ほど委員さんがおっしゃったような将来推計も、検討させていただきたいと思います。本日は長時間にわたり大変どうもありがとうございました。以上で閉会とさせていただきます。